

徳島県告示第四百十一号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第一項の規定に基づき、つるぎ町長から認証の請求のあった地籍調査の成果については、同条第二項の規定により次のとおり認証した。

令和六年八月六日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 1 調査を行った者の名称
つるぎ町
- 2 調査を行った時期
令和四年度及び令和五年度
- 3 成果の名称
美馬郡つるぎ町貞光字川見の残地・字日浦川向の一部・字川見西の一部・字三木枋の一部の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
美馬郡つるぎ町貞光の一部（貞光四十三地区）
- 5 認証年月日
令和六年七月二十六日
- 二 1 調査を行った者の名称
つるぎ町
- 2 調査を行った時期
令和四年度及び令和五年度
- 3 成果の名称
美馬郡つるぎ町（一字字平・字白木の一部）（一字三十一地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
美馬郡つるぎ町一字の一部（一字三十一地区）
- 5 認証年月日
令和六年七月二十六日